

「契約締結時交付書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規程」の一部改正について

平成 23 年 1 月 1 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p>第 2 条 (書面の種類)</p> <p>1. お客様が、電子交付等を利用できる書面は、金融商品取引法、商品先物取引法等により電子交付等が認められている書面を含む、次の各号に掲げる書面とします。</p> <p>(1) 取引残高報告書</p> <p>(2) 契約締結時交付書面</p> <p>(3) 目論見書</p> <p>(4) 契約締結前交付書面</p> <p>(5) 保証金の受領に係る書面</p> <p>(6) 最良執行方針等を記載した書面</p> <p><u>(7) 再担保の同意書</u></p> <p><u>(8) 取引に係る説明を受けた旨の確認書</u></p>	<p>第 2 条 (書面の種類)</p> <p>1. お客様が、電子交付等を利用できる書面は、金融商品取引法により電子交付等が認められている書面を含む、次の各号に掲げる書面とします。</p> <p>(1) 取引残高報告書</p> <p>(2) 契約締結時交付書面</p> <p>(3) 目論見書</p> <p>(4) 契約締結前交付書面</p> <p>(5) 保証金の受領に係る書面</p> <p>(6) 最良執行方針等を記載した書面</p>
<p>第 3 条 (電磁的方法による交付方法)</p> <p>前条各号の書面に記載する事項を提供する場合は、当社、または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等(以下「会員ページ」)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法、及び会員ページに顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する記載事項を記録し、顧客の閲覧に供し、顧客の同意に関する事項を記録する方法により電子交付等を行います。</p>	<p>第 3 条 (電磁的方法による交付方法)</p> <p>前条各号の書面に記載する事項を提供する場合は、当社、または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等(以下「会員ページ」)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法(「<u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u>」第 56 条第 1 項ハ)、及び会員ページに顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する記載事項を記録し、顧客の閲覧に供し、顧客の同意に関する事項を記録する方法(「<u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u>」第 57 条の 3 第 1 項ロ)により電子交付等を行います。</p>

以上